



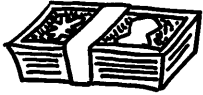
介護保険サービス

訪問介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・通所介護・居宅療養管理指導・通所リハビリテーション・短期入所生活介護・短期入所療養介護・特定施設入所者生活介護・福祉用具の貸与・居宅介護福祉用具購入費・**居宅介護住宅改修費**・介護サービス計画の作成・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養施設



《利用対象者》

要支援、要介護1～5の要介護認定を受けている方です。



《利用限度額》（支給限度基準額）

要支援、要介護にかかわらず、一戸あたり20万円までです。

（通常一人1回限りの利用になります。ただし、転居した場合や要介護状態区分が3段階以上上がった場合は再度利用できる場合があります。）



《保険給付額》

利用限度額の範囲内であれば、利用者が支払った費用の9割（最大18万円）が介護保険から支給されます。

（利用限度額を超えた場合は、超えた分が全額自己負担となります。）



《費用の支払方法》

償還払い方式となります。住宅改修の事業者にいったん費用全額を支払い、広域連合に申請します。審査を受け適正と認められれば、その費用の9割が口座に償還（払い戻し）されます。

《住宅改修の種類》

(1) 手すりの取付け 	(2) 床段差の解消 	(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更 	(4) 引き戸等への扉の取替え 	(5) 洋式便器等への便器の取替え
-----------------	----------------	---------------------------------	---------------------	-----------------------

(6) その他(1)から(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

《例えば》 要介護度3のAさんが、車椅子での移動を円滑にすることを目的として、20万円の床段差の解消（住宅改修）をする場合

- (1) はじめに居宅介護支援事業者（最寄りの在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所など）の介護支援専門員（ケアマネージャー）に住宅改修の相談をします。
- (2) 住宅改修を行う事業者から、費用の見積りを出してもらい介護保険の給付に該当するかどうかを確認します。介護保険の給付に該当することが確認できたら、事業者に住宅改修を依頼します。（住宅改修する部分の改修前の写真を撮っておきます。）
- (3) 住宅改修が終了したら、いったん費用の全額（この場合20万円）を住宅改修を行った事業者を支払い、領収書及び工事費内訳書をもらいます。（住宅改修した部分の写真を撮ります。）
- (4) 広域連合に保険給付の申請を行います。

（提出書類）◎住宅改修費支給申請書

◎領収書及び工事費内訳書

◎住宅改修したことが確認できる写真

（日付入りのもので改修前と改修後の写真）

◎理由書

（介護支援センターなどの介護支援専門員が書きます。）

これらを添えて広域連合又は、お近くの役所（役場）の介護保険担当課に提出します。

- (5) 広域連合は申請書類等の確認を行い、適正と認められれば、Aさん（利用者）が支払った費用の9割（この場合18万円）を支給します。

